

一般社団法人富山県社会福祉士会「権利擁護センターぱあとなあ富山」運営規程

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人富山県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第4条第5項に基づき、社会福祉士の援助を必要とする人々の生活と権利を擁護するため、権利擁護に関する事業（以下「本事業」という。）を実施することを目的として必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規程において「成年後見人等」とは、成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人及び任意後見受任者をいう。

2 この規程において「成年後見監督人等」とは、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人及び任意後見監督人をいう。

（センターの設置と名称）

第3条 本会は、本事業を実施するため「権利擁護センターぱあとなあ富山」（以下「ぱあとなあ富山」という。）を設置する。

（組織・運営）

第4条 ぱあとなあ富山に権利擁護センター長を置く。権利擁護センター長は本会会長とし、本事業の運営を統括する。

2 本事業を運営するため、権利擁護センター長の下にぱあとなあ富山運営委員会（以下「運営委員会」という）を置く。運営委員はセンター長が指名し、運営委員長は運営委員の中から選出する。また、運営委員会に以下の部会を置くことができる。

- （1）虐待対応部会
- （2）成年後見部会

（事務所）

第5条 ぱあとなあ富山の事務局は、本会事務所内に置く。

（事業内容）

第6条 ぱあとなあ富山は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）権利擁護に関する相談事業
- （2）権利擁護に関する調査、研究及び普及活動に関する事業
- （3）成年後見人等候補者の養成研修に関する事業
- （4）成年後見人等候補者の名簿登録に関する事業
- （5）成年後見人等及び成年後見監督人等の候補者の紹介に関する事業
- （6）成年後見人等及び成年後見監督人等の支援に関する事業
- （7）未成年後見人及び未成年後見監督人の支援に関する事業

- (8) 前各号の業務監査
- (9) その他関連する事業

(業務監査)

第7条 本会は、第6条に定める事業を適正に遂行するため、業務監査委員会を設置する。

- 2 業務監査委員会の委員は、必要に応じて弁護士等法律関係者、医療関係者、保健・福祉関係者及び当事者団体等の第三者委員を含むものとする。
- 3 業務監査委員会は、活動報告書チェック等の他、本会会長の求めに応じ又は事業監査委員会の判断で随時監査を実施する。

(苦情対応)

第8条 本事業における苦情対応窓口は、本会の苦情対応窓口とする。

- 2 苦情申立ての手続き及び対応は、本会の苦情対応関連規程に基づいて実施する。

(賠償保険)

第9条 本会は、本事業実施のため、必要に応じて社会福祉士賠償責任保険（Bプラン・法人プラン）に加入するものとする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は本会理事会において別に定める

(改廃)

第11条 この規程を改廃するときは、本会理事会の承認を経なければならない。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年4月11日から施行する。